

1 はじめに

いじめは、生徒の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって、いじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのある許されない行為であり、本校でも起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、保護者や地域住民、雇用主、関係機関との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめの防止及び早期発見に努めるとともに、生徒がいじめを受けていると思われる時は、迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた生徒の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、生徒の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、同じ学校・学級や部活動の生徒や職場等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。
- ◆「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることや、インターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、生徒が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめに気づくためには、「いじめは、見ようとしないと見えない」との認識に立ち、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解する。

(1) いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」

も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

（２）いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた生徒の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

（暴力を伴うもの）

- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする 等

（暴力を伴わないもの）

- 冷やかしやからかい、脅し文句や嫌なことを言われる
- 金品をたかられる
- 金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 本人の意思に反した物品の貸し借りを強制される
- 本人の意思に反した友人関係を強要される

4 いじめの防止等の学校の取り組み

（１）いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる学校対策組織を設置する。

イ 学校対策組織の構成員は次の通りとする。

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、当該担任、スクールカウンセラー、養護教諭、人権平和教育係（非常勤職員は、その出勤状況に応じて役割を果たす。）

ただし、日常的対応は、構成員の一部（教頭・生徒指導部長・学級担任等）で行うこととし、状況に応じて学校対策組織を活用する。

ウ 学校対策組織は次のような役割を担う。

- (ア) 学校いじめ基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す役割
- (イ) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (ウ) いじめの疑いに係る情報があったとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割 等

(2) 未然防止

いじめ問題を克服するために、本校の教育活動全体を通じて、全ての生徒を対象にいじめの未然防止の取組を行う。

ア 道徳心の醸成と体験活動等の充実

日常の授業、課外活動や生徒と関わるあらゆる機会を通じて、生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、体験的活動を取り入れ、他者と関わる経験を重ね、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 生徒会活動・クラブ活動等の活性化

集团的活動（学校行事や生徒会活動等）等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題の解決や改善を図ったりする機会を設けることによって、生徒のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

生徒が自らの力で問題を解決し、自治的な能力を身に付けられるよう、生徒による自主活動や主体的な活動を積極的に支援する。

ウ 生徒の人権意識の向上

いじめは人権を侵害する許されない行為である。このことを受け止め、生徒に人権意識を身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、生徒一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

エ 授業づくりの改善と工夫

授業においては、生徒に授業規律を指導するとともに、生徒にわかる、できる喜びや実感を与えられるよう、日頃から指導方法の工夫・改善に努める。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、懇談会等を通じて保護者への理解を促すとともに、いじめ防止のために学校と家庭・地域・職場が相互協力できる関係づくりに努める。

カ インターネット上のいじめの防止

生徒にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることを指導する。

また、保護者に対して、携帯やインターネットの使用についての家庭でのルールづくり等を協力依頼する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめの発見は、日常の生徒観察が有効な場合が多い。日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒の発言、行動等の些細な変化や兆候（遅刻・早退・欠席の変化、体調不良の訴え、行動パターンの変化、友人関係の変化等）を見逃さないよう意識を高く保つとともに、生徒が気軽に相談できる体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

また、表面に現れていないいじめの発見や指導のきっかけとするために、以下のような方法を活用する。

(ア) いじめアンケート等の実施

いじめアンケートを7月、12月、3月に実施する。実施にあたっては、生徒が素直に自分の心情を吐露しやすい環境をつくり、提出に際しても配慮のある方法で行う。

学級担任等は、いじめアンケートの結果について気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、管理職に報告する。

(イ) 教育相談体制の充実

日常的に生徒面談や保護者との関係の構築に努め、生徒や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、生徒等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラー等の協力を得ながらいじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、次の（ア）～（エ）に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

(ア) 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保に努める。

(イ) 事実確認

いじめを認知した場合や、生徒がいじめを受けていると疑われる場合は、認知者はひとりで抱え込まずに同僚、管理職等に相談するとともに、迅速にいじめの事実の有無を確認する。

(ウ) 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、状況に応じてスクールカウンセラーの協力を得ながら、いじめを受けた生徒やその保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

(エ) 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童生徒の保護者やいじめを行った児童生徒の保護者に必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害生徒等の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談し、適切に援助を求める。なかでも、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。

なお、生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要と認められる事案については、県の「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や青少年センター等関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイト等を確認し、適切に記録したうえで、当該生徒及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、必要に応じて削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が生徒としっかり向き合い、いじめの防止等に取り組める資質能力を身につけられるよう、マニュアルやハンドブックなどを活用し、教育相談現職教育を行うなど資質能力の向上に努める。

(5) 家庭・地域・雇用主との連携

保護者や地域住民、雇用主との信頼関係を構築し、生徒の家庭や地域での様子を気軽に相談できるように日頃から関係構築に努める。

(6) 継続的な指導・支援

学校対策組織を中心に、常に教職員全体で情報の共有を図り、生徒の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた生徒については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った生徒については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該生徒の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や生徒の行動や言動を継続的に把握するよう努める。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を教職員全体で共有し、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めて

いる重大事態対応フロー図（別紙後掲）をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。
 - 生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。怠学や仕事の都合で欠席が重なる生徒も多いため、欠席の状況には常に注意を払う必要がある。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の生徒やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた生徒及びその保護者に対して提供する。

生徒指導(いじめ防止対策含) 特別活動等 年間計画

和歌山工業高校定時制

	1年	2年	3年	4年	その他
4月	相談窓口の周知 環境調査・個人面談により生徒の状況を把握する。	相談窓口の周知 環境調査・個人面談により生徒の状況を把握する。	相談窓口の周知 環境調査・個人面談により生徒の状況を把握する。	相談窓口の周知 環境調査・個人面談により生徒の状況を把握する。	学校対策組織立ち上げ
5月	新入生歓迎会 春季遠足 校内球技大会 非行防止教室	新入生歓迎会 春季遠足 校内球技大会 非行防止教室	新入生歓迎会 春季遠足 校内球技大会 非行防止教室	新入生歓迎会 春季遠足 校内球技大会 非行防止教室	育友会役員会 育友会総会
6月	生徒総会 交通講話	生徒総会 交通講話	生徒総会 交通講話	生徒総会 交通講話	和定連総会
7月	いじめについての調査・アンケート等 個人懇談(家庭での様子の把握)	いじめについての調査・アンケート等 個人懇談(家庭での様子の把握)	いじめについての調査・アンケート等 個人懇談(家庭での様子の把握)	いじめについての調査・アンケート等 個人懇談(家庭での様子の把握)	
8月		インターンシップ	インターンシップ		
9月			進学就職指導～	進学就職指導～	和定連和海ブロック 学習交流集会
10月					生活体験発表大会
11月	防災学習避難訓練 校内球技大会 文化祭 生徒総会 薬物乱用防止教室	防災学習避難訓練 校内球技大会 文化祭 生徒総会 薬物乱用防止教室	防災学習避難訓練 校内球技大会 文化祭 生徒総会 薬物乱用防止教室	防災学習避難訓練 校内球技大会 文化祭 生徒総会 薬物乱用防止教室	中学生体験学習 和定連宿泊研研修 県作品展示会
12月	いじめについての調査・アンケート等 個人懇談(家庭での様子の把握)	いじめについての調査・アンケート等 個人懇談(家庭での様子の把握)	いじめについての調査・アンケート等 個人懇談(家庭での様子の把握)	いじめについての調査・アンケート等 個人懇談(家庭での様子の把握)	教育相談現職教育(2学期)
1月					
2月	予餞会 卒業式予行	予餞会 卒業式予行	予餞会 卒業式予行	予餞会 卒業式予行	各分掌委員会総括
3月	卒業式 いじめについての調査・アンケート等	卒業式 いじめについての調査・アンケート等	卒業式 いじめについての調査・アンケート等	卒業式	